

6 育児休業に関する事務

●は各項目の中で希望の方法を選択する。

☆は新潟県給与システムの入力が必要。

・開始から終了まで

項目	手続先 参照 冊子	所 属 長	教育事務所 総務課給与係	共 済 組 合	互 助 会	厚生財団	学 校 生 活 協 同 組 合	そ の 他 (教) 教職員共済 (労) 労働金庫 (弘) 弘 済 会 (教) 教職員共済 生協のてび き(E-BOOK)
		給与事務必携	給与事務必携 福利厚生事務の手引	福利厚生事務の手引 Web様式		Webページ		
諸手当		○寒冷地手当 (追給・返納 確認)(※3) ☆通勤手当の復帰	○給料の調整額 支給・不支給 内申書					
掛金等、積 立金の納入				○育児休業掛金 免除(変更) 申出書(※1) ○標準報酬育児 休業等終了時 改定申出書 (該当者)	○共済組合に掛 金免除を申し 出ることによ り免除(※1)	●厚生資金積立 金中止届 ●毎月口座振替		○(教)総合共済 掛金一括振込 ○組合支部へ 連絡
3歳未満 養育特例				○3歳未満の子 を養育する旨 の申出書 (※8) ○3歳未満の子 を養育しない 旨の届出書 (※8)				
給付金				○育児休業手当 金請求書 (※4) ○育児休業手当 金変更請求書 (※5) ○育児休業手当 金請求書(1 歳達年後用) (※2) ○育児休業支援 手当金請求書 (※2)				
中断・再開 手続			○財形貯蓄変更 ・廃止・中断 ・再開依頼書 (※7)					●(教)年金共済 中断申請書 ○育休申告書 (※7)
貸付返済金				○口座振替・銀 行振込申出書 (希望者) ○償還猶予申出 書(希望者)	●預金口座振替 申込書 ●毎月振込 ●償還猶予申出 書	●毎月口座振替 ●返済猶予 (希望者)		●(労)毎月振込 又は口座振替
各種保険料					●預金口座振替 申込書 ●毎月振込	●毎月口座振替		●(弘)毎月振込 又は口座振替
関連事項		○扶養手当(※3) ○所得税(※3) ○履歴書記載 ○児童手当 ○共済組合		○医療費助成 (認定・変更・ 取消)届 (※6)			○預貯金口座 振替申込書	○住民税

〈注〉(※1)：開始月から終了日の翌日の属する月の前月まで、および、開始月と終了日の翌日が属する月が同一で、かつ当該月の休業日数が14日以上である月の短期・介護掛金及び厚生年金保険料・退職等年金掛金は、免除される。(最長で子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)なお、育休開始日と終了日が同月内で14日以上の子が3歳に達する日の属する月の前月までで復職していても免除される。また、期末手当等に係る掛金は、手当支給月の最終日が休業期間に含まれ、かつ、取得した育休の期間が連続してひと月を超える場合(例えば6月1日～7月1日以上)の期間)に限り免除される。

(※2)：特定の要件に該当する場合のみ請求できる。

(※3)：育児休業中の所得見込額に応じて、配偶者の扶養親族になることができる。

(※4)：支給期間は原則、子が1歳に達する日(誕生日の前日)まで。配偶者が1歳の誕生日の前日までに育児休業を取得している場合は、最長1歳2ヶ月に達する日まで支給延長となる。(パパ・ママ育休プラス)特別な事情(事件)に該当するときは、子が2歳に達する日まで延長される。育児休業を複数回取得する場合、1回ごとに育児休業手当金の請求を行う。

(※5)：標準報酬月額の変更については提出不要。

(※6)：県内の市町村が実施する子ども医療費助成については提出不要。

(※7)：平成27年4月1日以降に育児休業を取得する職員で、育休による預入中断期間が2年を超えると見込まれる場合は、事前に契約金融機関へ「育休申告書」を提出することにより、2年を超えての中断が可能となった。(育休申告書は、契約金融機関から取り寄せること)

(※8)：男性組合員も対象となる。育休取得の有無によって提出時期(養育の特例を開始した日)が異なるため注意すること。添付書類はP9出産時と同じ。